

法規関係事業

1. 法規関係業務

(1) 法務・法的対応能力向上のための職員研修

職員の法務・法的対応能力の向上のため、平成21年度から弁護士等による実務に直結する法律研修等を実施しており、平成27年度においては、次のテーマについて職員研修を実施した。

① コンプライアンス

ア. 平成27年7月29日（受講職員数：94人（主に課長補佐以上））

講師：新倉明弁護士（新倉法律事務所）

イ. 平成27年11月25日・26日・27日（受講職員数：420人（主に主幹以下））

② 新行政不服審査法

平成27年12月21日・25日（受講職員数：148人）

③ 行政対象暴力対策

平成27年7月24日（受講職員数：23人）

(2) 暴力団排除の取組み

平成26年10月1日に施行した河内長野市暴力団排除条例等に基づき、本市の事務事業から暴力団を排除するため、警察との協定により暴力団排除に関する照会を実施した。

平成27年度 照会件数 655件（該当件数なし）

2. 例規システム運用・管理事業事務

(1) 例規の審査

法的に適正な業務執行を支援するため、法律、条例などの解釈及び条例などの例規の審査を行った。

＜例規公布件数＞

	条 例	規 則	規 程	訓 令	要 綱	その他	合計
平成27年度公布件数	57	97	28	1	68	48	299

(2) 例規集の整備

新規制定や一部改正などを行った例規については、適正な業務運営を行うため、例規システムにおいて、例規データベースを年4回更新し、市のホームページ上で市例規集として公開した。

(3) 法制執務支援業務

一部の法令解釈や例規審査について法制執務の専門的知識を有する企業に法制執務支援業務委託を行い、必要な支援、相談対応を依頼し、適正な例規整備を実施した。

平成27年度法制執務支援業務委託の実績 14件

3. 争訟事件関係事業事務

各部局の事務・事業執行上で生じた争訟に関し、的確な支援及び総括を行い、市の法的利益を守るとともに司法手続による解決を図った。

(1) 平成26年度以前から係属している争訟事件 3件

① 特定事業変更許可処分取消請求事件

② 損害賠償請求事件

③ 不当利得返還等請求事件

(2) 平成27年度中に新たに起きた争訟事件 15件

① 国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請求事件（相手方＝原告・個人1人）

- 住民監査請求への対応による被害に対する損害賠償を求める事件
- ② 土地の使用に関する紛争調停事件（相手方＝申立人・個人１人）
市が無償で借りていた個人の土地に係る現在までの賃料の支払い又は買取りを求める調停事件
 - ③ 損害賠償請求事件（相手方＝原告・個人１人）
住民監査請求への対応による被害に対する損害賠償を求める事件
 - ④ 債権仮差押命令申立事件（相手方＝被告・個人１人、１法人） ７件
共益費を滞納した指定管理者とその代表者の財産に対し仮差押の命令を申し立てる事件
 - ⑤ 自動車取上保管命令申立事件（相手方＝被告・個人１人、１法人）
共益費を滞納した指定管理者とその代表者の自動車の取上保管の命令を申し立てる事件
 - ⑥ 自動車取上保管執行申立事件（相手方＝被告・個人１人）
共益費を滞納した指定管理者の代表者の自動車の取上保管の執行を申し立てる事件
 - ⑦ 動産仮差押執行申立事件（相手方＝被告・個人１人、１法人） ２件
共益費を滞納した指定管理者とその代表者の動産に対し仮差押の命令を申し立てる事件
 - ⑧ 損害賠償等請求事件（相手方＝被告・個人１人、１法人）
共益費を滞納した指定管理者の代表者に対し指定管理料の返還等の損害賠償を求める事件
- （３）平成２７年度中に終結した争訟事件 １３件
- ・市が勝訴等した事件 １２件（上記(１)の③、(２)の④～⑦)
 - ・相手方の取下げにより終結した事件 １件（上記(２)の②)
- （４）平成２７年度末時点で係属中の争訟事件 ５件
- ① 特定事業変更許可処分取消請求事件（上記(１)の①)
 - ② 損害賠償請求事件（上記(１)の②)
 - ③ 国家賠償法第１条第１項に基づく損害賠償請求事件（上記(２)の①)
 - ④ 損害賠償請求事件（上記(２)の③)
 - ⑤ 損害賠償等請求事件（上記(２)の⑧)

４．法律相談事業事務

各部局の事務・事業執行上で生じた法的問題について相談を受け、専門家の意見が必要な場合には顧問弁護士と調整し、各部局が的確な法律相談が実施できるよう支援した。

- （１）顧問弁護士による法律相談件数 延べ４３件
- （２）顧問弁護士

井上啓法律事務所、大の・小林法律事務所、弁護士法人俵法律事務所、弁護士法人三宅法律事務所